

ハンセン病患者遺族からの提訴について

平成22年5月21日
健 康 政 策 課

次のとおり、東伯郡在住のA氏から、鳥取地方裁判所に対して平成22年5月13日付けで国と鳥取県を被告として、国家賠償請求事件の訴状が提出されました。

1 提訴の概要

(1) 原告 東伯郡在住 A氏

(2) 被告 国及び鳥取県

(3) 損害賠償請求額 1,925万円

(4) 請求の理由

<国の責任>

- ①遅くとも昭和35年以降ハンセン病患者の隔離の必要性は失われていたが、平成8年3月末までハンセン病患者の強制隔離政策を漫然と継続し続けた。
- ②ハンセン病療養所以外の医療機関でハンセン病の治療を受ける機会を奪った。
- ③ハンセン病が恐ろしい伝染病であるという誤った社会認識の創出・助長・維持を行った。
- ④以上により非入所者のハンセン病患者である原告の亡き母は偏見・差別を受け続けるとともに、医療制度の欠陥の下、原告が母の看護・扶養を一人で行い多大な経済的・精神的負担を負わされた。

<鳥取県の責任>

- ①被告国と一体になって、あるいは被告鳥取県独自の行為として、ハンセン病に対する誤った社会認識の創出・助長・維持を行った。
- ②上記により、原告の亡き母及び原告は偏見差別により社会から孤立した生活を余儀なくされるとともに、家族は崩壊したままの状態に置かれた。
- ③亡き母に対して、適切な治療を受けることができる機会を提供したり、円滑な社会生活を営むことができる助言・情報提供や支援を行わなかった。
- ④亡き母の介護と扶養を一身に背負ってきた原告の円滑な地域生活を享受する機会を奪った。

2 今後の対応

国と対応方針等について協議し、連携をとりながら対応する。

平成22年5月20日 米子児童相談所 受理

施設内虐待防止改善計画

大項目	中項目	実施施策
施設内虐待防止の徹底	意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利擁護、意識の徹底・・積極的研修の取り組み、意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・県養版チェックリストによる自己点検の実施、職員相互の評価 ○児童を支える環境整備・・施設環境、支援体制の充実
職員研修の充実・資質向上の取り組み	虐待防止研修	<ul style="list-style-type: none"> ○施設内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による研修の実施 ・研修後の全職員からレポート提出、レポートに基づく意見交換 ・施設内人権研修の開催(権利ノートを中心とした学習会) ○施設外研修 <ul style="list-style-type: none"> ・法人内他施設及び県内養護施設での長期研修に取り組む。 ・各種団体が開催する施設外での研修に、年一回以上の参加
	職員資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹的職員研修の受講 ○関係団体(県養協、中養協、西日本、当法人等)の開催する研修参加及び園内での研修報告 ○問題行動の背景にある児童の心理的課題の検討 ○セラピストとの情報・課題の共有
	組織運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○指揮命令系統の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・男子部、女子部、幼児部に部長設置 ・部長を補佐する主任の設置 ・部長会の設置 ○職員の定期的な人事異動 <ul style="list-style-type: none"> ・職員集団のマンネリ化防止、職員の業務モチベーションの維持強化 ○各部、各職員の職務分担を明確化し、複数での対応、職員の孤立化を防ぐ。 ○苦情については苦情解決委員会を迅速に開催して対応する。
風通しの良い開かれた施設運営	苦情解決システムの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○第三者委員会への報告意見聴取 ○施設職員による児童への権利ノート説明 ○苦情内容・対応については全職員に周知すると共に、該当の保護者に状況を報告する。
	客觀性・中立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に第三者評価を受審する。
	業務意識	<ul style="list-style-type: none"> ○みその仁愛ノートに基づいた精神で支援する。
サービス支援の向上	子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○支援方策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・支援は必ず複数で対応する。 ・必要に応じて直接遇職員以外の職員も対応する。 ○個々の自立支援計画を関係職員が共通理解し、意志疎通を図る。 ○要注意事項(ヒヤリハット報告)を徹底し、発生事案の周知、再発防止を図る。 ○児童相談所との連携を密にする。 ○心理職の関わりを増やす。 ○児童の意見要望を尊重する。 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会議の充実 (小学生 每月 第1土曜日 19時~、 中高生 每月第3土曜日 20時~) ・意見箱を設置 ・子どもの意見要望を検討する「子どものための委員会」を設置する。 ○保護者との面談については、児童相談所と協議しながら実施し養育状況を説明する。